



令和3年12月15日

栃 木 県

宇 都 宮 地 方 気 象 台

栃木県土砂災害警戒情報における暫定基準の廃止について

栃木県と宇都宮地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止し、令和3年12月21日から通常基準により運用します。

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により、栃木県那須町及び高根沢町では、震度5強を観測しました。この地域では地盤の緩みを考慮し、栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、那須町及び高根沢町で通常の8割に引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、これらを検討した結果、下記のとおり栃木県土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止することとしますのでお知らせします。

なお、気象庁で提供する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」※についても、通常基準による判定結果となりますので、引き続き避難対象地域の絞込みに活用いただけます。

記

1. 暫定基準を変更する日時

令和3年12月21日13時

2. 暫定基準を廃止して通常基準とする町（別紙に図示）

那須町、高根沢町

これにより、栃木県内の市町の土砂災害警戒情報の発表基準は全て通常基準となります。

※土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布図）は、土砂災害警戒情報や大雨警報（土砂災害）等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#>

土砂キキクル : <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

本件に関する問合せ先：

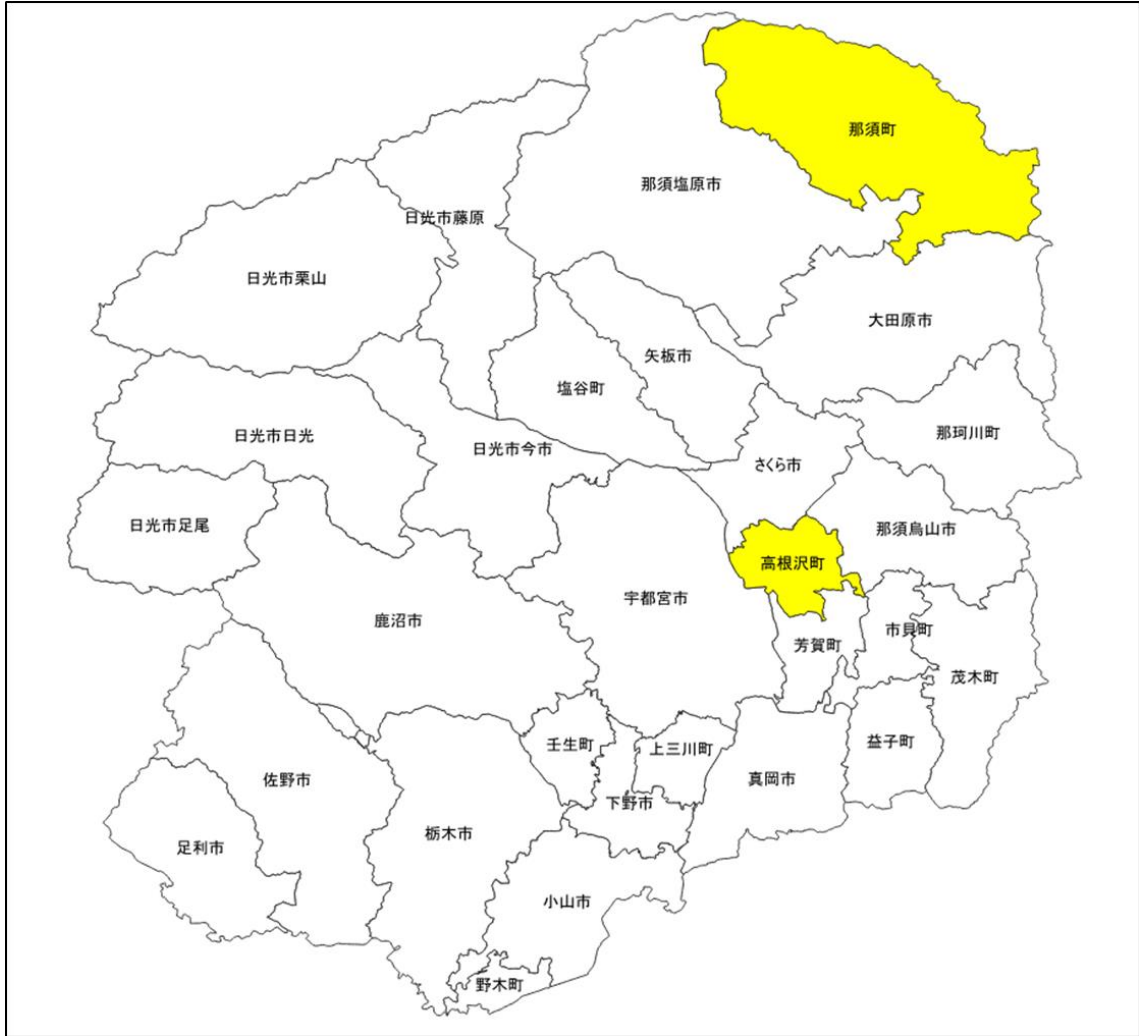
栃木県県土整備部砂防水資源課 担当：茂木 電話 028-623-2455

宇都宮地方気象台 担当：水本 電話 028-635-7260



別紙

土砂災害警戒情報の暫定基準を廃止する町



地震により通常基準の8割で運用していたが、通常基準に戻す町